

Jリーグ入会（J3への参加）に向けた  
各種資格要件について



公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

## 目次

Jリーグ理念・Jリーグ設立趣旨・Jリーグ活動方針	2
I. Jリーグ入会(「J3リーグ」への参加)の概要	3
1. Jリーグへの入会(「J3リーグ」への参加)について	4
2. J3リーグを中心とする昇降格システム	5
3. Jリーグ入会(J3リーグへの参加)までの道のり	6
II. Jリーグ入会(J3参加)へのステップ	7
1. 「Jリーグ百年構想クラブ」について	8
2. ステップ1 Jリーグ百年構想クラブに認定されること	9
3. ステップ2 「J3スタジアム要件」審査に合格すること	10
4. ステップ3 「J3ライセンス基準」審査に合格すること	11
5. ステップ4 「J3入会審査」	12
6. ステップ5 JFLでの競技成績(順位)	13
III. Jリーグ(J3) 入会審査関連規則	14
Jリーグ百年構想クラブ規程	15
J3ライセンス基準	19
J3スタジアム要件	30
Jリーグ規約(一部抜粋：Jリーグ入会およびJ3資格要件関連)	35

## Jリーグ理念

1. 日本サッカーの水準向上及びサッカーの普及促進
1. 豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達への寄与
1. 国際社会における交流及び親善への貢献

## Jリーグ設立趣旨

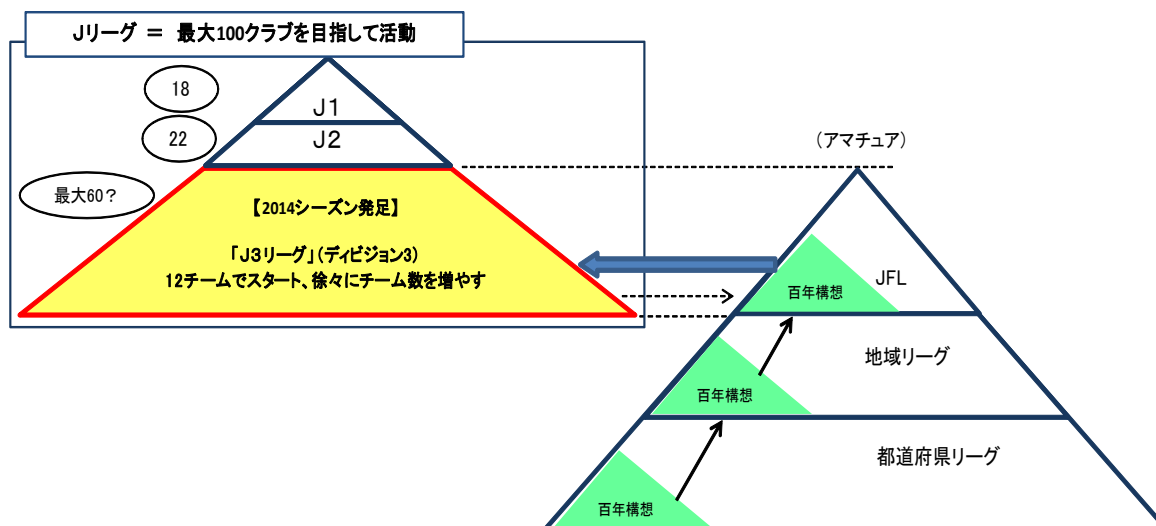
1. 「スポーツ文化」としてのサッカーの振興  
日本のサッカーをより広く愛されるスポーツとして普及させることにより、国民の心身の健全な発達を図るとともに、豊かなスポーツ文化を醸成。わが国の国際社会における交流・親善に寄与する。
2. 日本サッカーの強化と発展  
日本のサッカーを活性化し、オリンピック、ワールドカップに常時出場できるレベルにまで実力を高め、日本におけるサッカーのステイタスを向上させる。
3. 選手・指導者の地位の向上  
トップレベルの選手・指導者に、やり甲斐のある場を提供し、その社会的地位を高めていく。
4. 競技場をはじめとするホームタウン環境の整備  
地域に深く根ざすホームタウン制を基本とし、各地域において地元住民が心ゆくまでトップレベルのサッカーとふれあえるよう、スタジアム施設をはじめチーム周辺を整備する。

## Jリーグ活動方針

1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域の人々に夢と楽しみを提供します。
2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なスタジアム環境を確立していきます。
3. 地域の人々に、Jクラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
4. フットサルを、家族や地域で楽しめるようなシステムを構築しながら普及していきます。
5. サッカーだけでなく、他の競技にも気軽に参加できるような機会を多くつくっていきます。
6. 障害を持つ人も一緒に楽しめるスポーツのシステムをつくっていきます。

## I. Jリーグ入会(「J3リーグ」への参加)の概要

## 1. Jリーグへの入会（「J3リーグ」への参加）について



「J3リーグ」は、予算規模が小さいながらも地域に根づき、育成組織を整備し、着実に経営しているクラブが、Jリーグの一員としての経験を積みながら、経営基盤を強化させ、より地域に不可欠なスポーツクラブへと成長するためのステップとなることを目指して、2014シーズンに12チームでスタートしました。

(12チームのうち1チームは、「特別参加枠」として認められた「JリーグU-22選抜チーム」です。)

「J3リーグ」は今後、チーム数を徐々に拡大させていく計画です。J3への参加（Jリーグ入会）を希望するクラブは、別途定められた審査基準に基づき、審査を受けていただき、審査に合格していただく必要があります。

なお、J3への参加（Jリーグ入会）が認められたクラブは、「Jリーグ正会員（J3会員）」となり、公益社団法人日本プロサッカーリーグの社員として総会の議決権を持ちます。

J3リーグへの入会審査を受けることができるクラブは「Jリーグ百年構想クラブ」として認定されており、かつ、「日本フットボールリーグ（JFL）所属」であることとなります。

※「J3リーグ」：ディビジョン3に相当するリーグ戦の名称。J3に限っては、「Jリーグディビジョン3」ではなく、「J3リーグ」と呼ぶ。

## 2. J3リーグを中心とする昇降格システム

	2012	2013	2014
J1⇄J2	J1下位3チーム ⇄ J2上位2チーム + プレーオフ優勝チーム		
J2⇄JFL	J2 22位⇄JFL 1位 J2 21位⇄JFL 2位(入れ替え戦)	J2 22位(鳥取)⇄JFL 2位(讃岐) 【入れ替え戦】	
J2⇄J3		※入れ替え戦に敗れた鳥取が J3へ降格	
J3⇄JFL		審査に合格した10クラブが JFLからJ3へ移籍	J2 22位⇄J3 1位 J2 21位⇄J3 2位(入れ替え戦)
JFL⇄地域リーグ	最大2チーム自動昇格 +1チーム入れ替え戦	盛岡が「飛び級」でJ3に昇格	昇降格あり (詳細ルール未定)

J3発足にともない、J2とJ3との間で最大2クラブの入れ替えが起こることとなりました。

JFLからJ3へは、最大2クラブが昇格します。一方で、J3での順位が悪かったとしても、JFLに降格することはありません(クラブの財政破綻等の経営問題によってJリーグを退会・除名となる場合は別です)。

J3は事実上降格のないリーグであるため、競技成績に左右されることなく、じっくりと腰を据えて、練習場・クラブハウス・スタジアム・クラブ財政等、経営基盤の整備に着手することができます。クラブにとっては、J3の間にしっかりとクラブの基礎を固めることが、クラブの持続的な発展を考えるうえでより重要となります。

逆にクラブの基盤が整わないまま、拙速に昇格だけを求めてしまうと、上位リーグでかなりの苦労を強いられるだけでなく、クラブの経営破たん危機を迎える場合もあります。Jリーグは歴史的に、そのように危機的な状況に見舞われたクラブを多く経験しています。

2013年のJ3入会審査では、特例的に、地域リーグからJ3への「飛び級」がありましたが、2014年の審査からは廃止されています。

### 3. Jリーグ入会（J3リーグへの参加）までの道のり

段階	要件	根拠規定	スケジュール											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ステップ1	「Jリーグ百年構想クラブ」に認定されること	Jリーグ百年構想クラブ規程	J3に初めて参加するシーズンの前年の2月末までに認定されること (前々年の11月末までに申請)											
ステップ2	「J3スタジアム要件」審査に合格すること	「J3スタジアム要件」	基準・要件配布 (2月) → 6月末提出期限 (6月) → 審査完了 (8月または9月理事会審議)											
ステップ3	「J3ライセンス」資格審査に合格すること	「J3ライセンス基準」	基準・要件配布 (2月) → 7月末提出期限 (7月) → 審査完了 (9月理事会審議)											
ステップ4	「Jリーグ(J3)入会審査」を受け、Jリーグ理事会から入会を承認されること	Jリーグ規約(特に第15条)	要項配布 (7月) → 9月末提出期限 (9月) → 審査完了 (11月理事会審議)											
ステップ5	JFLでの競技成績(順位)		JFL最終順位決定 (11月) → J3入会・開幕 (2月)											

Jリーグへの入会を希望するクラブは、上記のステップ(審査要件)をすべて充足しなければなりません。なお、2014年1月時点で、すでにJリーグ百年構想クラブとなっているクラブについては、ステップ1の要件を充足しているため、ステップ2以降の要件に関する審査に進むことができます。

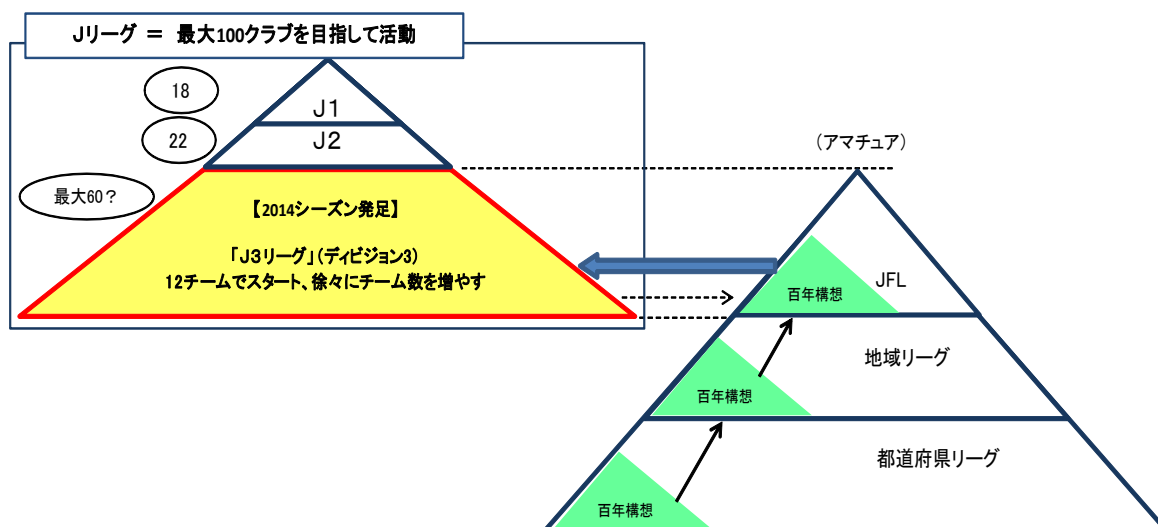
J3への参加を希望するクラブに対する審査は、各クラブとスケジュールを調整しながら随時個別に実施いたします。

なお、Jリーグ入会に向けた準備は、Jリーグ百年構想クラブに申請する前の段階から長期的な計画を立て、ホームタウンのみなさまのご協力を得て、じっくり取り組まなければうまくいきません。クラブの意思だけでなく、ホームタウンのみなさまのご意見をしっかりと聞き、地域の代表としてJリーグを目指す体制作りをしっかりと行ってください。

## Ⅱ. Jリーグ入会(J3参加)へのステップ



## 1. 「Jリーグ百年構想クラブ」について



「Jリーグ百年構想クラブ」は、「Jリーグ（J3）への参加を目指すクラブ」として、Jリーグが一定の審査を経て認定するものです。認定することにより、Jリーグは、Jリーグ百年構想クラブの、J3参加を目指す取り組みをサポートします。Jリーグ百年構想クラブへは、審査要件を満たしていれば、都道府県リーグ所属であっても申請することが可能です。

Jリーグ百年構想クラブは、経営基盤等の強化を着実に進めつつ、所属リーグにおいて十分な競技成績を残し、昇格していくことにより、J3に参加（Jリーグに入会）することとなります。なお、一度J3に参加したクラブは、J3リーグ戦での成績によってJFLに異動する（「降格」する）ことはありません（競技成績以外の事情によるJリーグからの退会はあり得ます）。

Jリーグへの参加を目指す、ということは、Jリーグの理念に共鳴し、ともに推進する役割を担うものとして、「Jリーグ百年構想 ～スポーツで、もっと、幸せな国へ。～」のスローガンのもと、Jリーグとともに地域に根差したスポーツクラブを核としたスポーツ文化の振興活動に取り組むこととなります。

Jリーグ百年構想クラブは、公益社団法人日本プロサッカーリーグの正式な会員ではありませんが、Jリーグの仲間であることは間違いありません。

Jリーグは、より多くの仲間を正式な会員として迎え入れるべく「Jリーグ百年構想クラブ」の拡大に努めていきます。J3の発足を機に、あらためて、Jリーグへの参加を目指すクラブを全国に広げていくことが、Jリーグの役割です。

## 2. ステップ1 Jリーグ百年構想クラブに認定されること

段階	要件	根拠規定	スケジュール											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ステップ1	「Jリーグ百年構想クラブ」に認定されること	Jリーグ百年構想クラブ規程	<p>J3に初めて参加するシーズンの前年の2月末までに認定されること (前々年の11月末までに申請)</p>											

- ① Jリーグ百年構想クラブの認定を申請したクラブに対し、Jリーグは申請日から3ヶ月以内に審査結果を決定することとしています。
- ② J3への参加を希望するクラブは、J3に初めて参加するシーズンの前々年の11月末までに認定申請を終えなければなりません。  
(ただし、2015シーズンに初めてJ3に参加しようとするクラブに限り、百年構想クラブの申請期限を「前年の2月末」(2014年2月28日)に延長しています)
- ③ 申請に基づき、Jリーグの審査を受け、Jリーグ百年構想クラブとして承認されたクラブのみが、ステップ1を充足したことになります。
- ④ Jリーグ百年構想クラブへは、審査要件を満たしていれば、都道府県リーグ所属であっても申請することが可能です。

【参考】Jリーグ百年構想クラブ (2014年1月1日現在)

- ・ヴァンラーレ八戸FC (JFL)
- ・tonan前橋 (関東社会人リーグ1部)
- ・アスルクラロ沼津 (JFL)
- ・奈良クラブ (関西社会人リーグ1部)
- ・レノファ山口FC (JFL)

### 3. ステップ2 「J3スタジアム要件」審査に合格すること

段階	要件	根拠規定	スケジュール																			
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
ステップ2	「J3スタジアム要件」審査に合格すること	「J3スタジアム要件」																				

※ 上記のスケジュール表に、3月～6月の間に「基準・要件配布」の注釈があり、6月～7月の間に「6月末提出期限」の注釈があり、8月～9月の間に「審査完了(8月または9月理事会審議)」の注釈があります。また、6月と9月の間に赤い星と矢印が描かれています。

- ① JFLに所属し、Jリーグ入会を希望するJリーグ百年構想クラブに対し、随時ステップ2の審査を開始します。なお、Jリーグ百年構想クラブに申請したクラブに対しても、並行してステップ2の審査を開始することがあります。
- ② 2014シーズンからのJ3発足に合わせ、Jリーグは「J3ライセンス基準」および「J3スタジアム要件」を新たに策定し、J3への参加を希望するクラブに対し、これらの基準および要件を充足しているか否かを審査しています。
- ③ 審査の結果、上記の基準および要件を充足していない点がある場合には、Jリーグが未充足箇所を指摘のうえ、充足に向けて改善するよう通知します。通知にもかかわらず、上記の基準および条件充足できなかった場合や、充足の見込みがないとJリーグが判断した場合には、ステップ2を充足しなかったものとしします。
- ④ 審査はJリーグ企画部およびクラブライセンス事務局が実施し、Jリーグ理事会が当該審査結果を承認したことをもって確定します。ステップ2を充足したクラブは、ただちにステップ3に進むこととなります(ステップ2とステップ3を並行して行うことがあります)。
- ⑤ ステップ2の審査は、3月から随時行われ、9月開催のJリーグ理事会までに審査結果を決定します。

#### 【注意】

- ・「J3ライセンス基準」および「J3スタジアム要件」は、J3への参加を希望するクラブに対し、Jリーグが独自に、J3クラブとして最低限必要とされる条件を示したものです。
- ・したがって、当該基準および要件は「Jリーグクラブライセンス(J1クラブライセンス・J2クラブライセンス)」と連動しているものではなく、アジアサッカー連盟が定める「AFCクラブライセンス交付規則」からも独立したものです。
- ・しかし、J3に参加するクラブが将来的にはJ2昇格を目指すことに鑑み、「J3ライセンス基準」については、J2クラブライセンスの構成をある程度意識できるようにレベルに設定いたしました。これにより、J3に参加するクラブが、J2昇格に向けた準備がより円滑に進められると考えられます。



## 5. ステップ4 「J3入会審査」

段階	要件	根拠規定	スケジュール																
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ステップ4	「Jリーグ(J3)入会審査」を受け、Jリーグ理事会から入会を承認されること	Jリーグ規約 (特に第15条)																	

- ① ステップ3に合格したクラブに対し、随時ステップ4の審査を開始します。
- ② ステップ4はJリーグ規約に定められた審査を行います。J3入会審査には、Jリーグがホームタウンを視察したうえでのヒアリング調査、チェアマンによるクラブ代表者、ホームタウン自治体の首長および地元サッカー協会会長に対するヒアリング審査が含まれています。
- ③ クラブへの審査はチェアマンのほか、Jリーグ企画部およびクラブライセンス事務局が実施したうえで、Jリーグ理事会が当該クラブをJリーグ正会員（J3クラブ）として入会することを承認するか否かを決定します（ただし、ステップ5に定めるJFLの順位要件を満たすことを停止条件として入会を承認する場合があります）。
- ④ ステップ4の審査は、ステップ3の審査が終了しだい随時行われ、11月開催のJリーグ理事会が審査結果の最終確定日となります。なお、審査の進み具合によっては、最終確定日より前に審査結果が確定することがあります。

## 6. ステップ5 JFLでの競技成績(順位)

段階	要件	根拠規定	スケジュール																
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ステップ5	JFLでの競技成績(順位)																		

ステップ4の入会審査に合格したクラブは、JFLでの順位要件を満たせば、Jリーグに入会（JFLからJ3へ昇格）することとなります。

Jリーグに入会するための順位要件は、「JFLシーズンにおける最終順位が4位以内であり、かつ、JFLに属するJリーグ百年構想クラブのうち、上位2クラブに入っていること」です。

### 【順位要件を満たさない例】

JFL1位	百年構想クラブ
JFL2位	百年構想クラブ
JFL3位	百年構想クラブ
JFL4位	(その他のクラブ)
JFL5位	(その他のクラブ)

4位以内だが、百年構想クラブのうち上位2クラブに入っていないため、要件を満たさない

JFL1位	(その他のクラブ)
JFL2位	(その他のクラブ)
JFL3位	(その他のクラブ)
JFL4位	百年構想クラブ
JFL5位	百年構想クラブ

百年構想クラブのうち上位2クラブに入っているが、4位以内ではないため、要件を満たさない

### Ⅲ. Jリーグ（J3）入会審査関連規則

## Jリーグ百年構想クラブ規程

### 第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第15条に基づき、Jリーグが、将来Jリーグへの入会を目指すクラブを、Jリーグ百年構想クラブ（以下「百年構想クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

### 第2条〔百年構想クラブの条件〕

(1) 百年構想クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。

- ① Jリーグ規約第1条〔Jリーグの目的〕に賛同していること
- ② 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社または公益法人もしくは特定非営利活動法人であり、1年以上の運営実績があること
- ③ 将来のJリーグ入会を目指し、Jリーグの指導を受けながら、Jリーグ入会に向けた取り組みを進める意思を持っていること
- ④ Jリーグ入会後のホームタウンを予定または決定していること
- ⑤ サッカークラブ運営を主たる業務としていること
- ⑥ 現に日本フットボールリーグ（JFL）、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟し、活動している実績があること
- ⑦ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること（屋内か屋外かを問わない）
- ⑧ 協会に対し2種または3種のいずれかで登録したチームがあり、1年以上活動した実績があること。なお、これに当てはまらない場合は、第5条第1項に定める申請を行った日の属するシーズンの翌シーズンの最終日までに当該チームを協会に登録し、活動を開始することを申請クラブが文書にて確約することをもって足りる
- ⑨ 普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を1年以上継続して実施していること
- ⑩ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること
- ⑪ 定款が適法かつ適正に整備されていること
- ⑫ 取締役（理事）に、第4号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上含まれていること
- ⑬ 常勤役員（常勤理事）が1名以上、その他常勤社員（常勤職員）員が4名以上いること。なお、常勤役員（常勤理事）は複数で、そのうち1名以上は代表取締役（代表理事）であることが望ましい
- ⑭ 申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、Jリーグが指定する商標が取得済みであるかまたは出願中であることあるいは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること



- (2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。
- ① 前項第3号にいう申請クラブの意思を、当該クラブの所属する都道府県サッカー協会が承認、支援していることを、当該サッカー協会が文書で具体的に示していること
  - ② 前項第4号において予定または決定したホームタウンが、当該クラブのJリーグ入会を応援するとともに、Jリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
- (3) 申請クラブは、Jリーグ規約第4章第1節に定めるスタジアム（ホームスタジアム）について、以下の1号ないし3号のいずれかおよび4号の条件を満たしていなければならない。
- ① ホームスタジアムを決定しており、当該スタジアムについて前項第1号にいうサッカー協会および前項第2号にいう自治体がホームスタジアムであることを承認していること
  - ② ホームスタジアムは、理事会が別途定める「J3スタジアム要件」またはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすものであるか、または将来当該基準に適合すべく改修可能であり、改修に向けた計画を策定していることをホームスタジアムの所有者が文書で示していること
  - ③ 前項第1号にいうサッカー協会および前項第2号にいう自治体が、申請クラブがJリーグに入会するためには、理事会が別途定める「J3スタジアム要件」またはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすホームスタジアムの整備が必要であることを認識し、整備に向けて取り組む意向があることを文書で示していること
  - ④ 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第4号にいうホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催できること

### 第3条〔百年構想クラブの権利〕

百年構想クラブは、自己の名刺や印刷物へ「Jリーグ百年構想クラブ」と表記し、PRすることができる。ただし、Jリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。

### 第4条〔百年構想クラブの義務〕

- (1) Jリーグは百年構想クラブをJリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、百年構想クラブは、Jリーグ規約第3条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
  - (2) 百年構想クラブは、Jリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Jリーグが指定する会議、研修等への出席を通じてJリーグ入会に向けた知識を深め、Jリーグの指示に従いながら着実な準備を行わなければならない。
  - (3) 百年構想クラブは、一度予定または決定したホームタウンを、原則としてJリーグ入会までの間に変更することはできない。
  - (4) 百年構想クラブは、Jリーグが相当の期日を定めて財務諸表、活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。
-

- (5) 百年構想クラブは、Jリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、調査に協力しなければならない。ただしJリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。
- (6) 百年構想クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われた会費は、理由の如何を問わず返還しない。
  - ① 百年構想クラブは、会費（年会費：対象年の1月1日～12月31日までの期間分）として、当年の4月末までに120万円を納入しなければならない
  - ② 前号に関わらず、年の途中で百年構想クラブに認定された場合は、資格認定された日から1か月以内に、認定日の属する月から12月31日までの残存月数に10万円を乗じた金額を納入する

#### 第5条〔百年構想クラブの申請〕

- (1) 申請クラブは、Jリーグが別に指定する書類の提出をもって、随時申請を行うことができる。
- (2) Jリーグ規約第15条第2項に定める入会審査を受けるクラブは、同条第1項に定める入会申込の日の前年の11月30日までに、前項に定める申請を行い、理事会の承認を受けていなければならない。ただし、2014年に当該入会審査を受けるクラブに関しては、この期日を「同条第1項に定める入会申込の日の属する年の2月28日まで」とする。

#### 第6条〔審査〕

- (1) 前条第1項に基づく申請に際してクラブが提出した書類は、Jリーグが審査を行い、書類を受理した場合には、Jリーグが次項の審査を行う。
- (2) Jリーグは、申請クラブに対し、次の審査を行う。
  - ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第4号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
  - ② 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
  - ③ クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) 理事会は、前2項の審査の結果を踏まえ、百年構想クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

#### 第7条〔資格の停止および失格〕

- (1) 百年構想クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会は当該クラブに対し、百年構想クラブとしての資格を最大1年間停止させ、または失格させることができる。
    - ① Jリーグの名誉を傷つけ、またはJリーグの目的に反する行為があったとき
    - ② 第2条に定める条件を満たさなくなったとき
    - ③ 第4条に定める義務に違反したとき
  - (2) 前項の規定により百年構想クラブの資格を停止させ、または失格させる場合は、Jリーグはその事実と理由を公表する。
-

- (3) 前項の規定により百年構想クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。

#### 第8条〔百年構想クラブからの脱退〕

百年構想クラブは、チェアマンに書面で届け出ることにより、いつでも百年構想クラブから脱退することができる。ただし、脱退する場合は、Jリーグはその事実を公表するとともに、当該クラブは脱退した日から最低2年間は百年構想クラブに申請することができない。

#### 第9条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

#### 第10条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 【改正】

平成24年9月1日

平成26年1月21日

## J3ライセンス基準

### 第1条〔趣旨〕

本基準は、Jリーグ入会を希望するクラブに求められる資格要件を定めるものである。

### 第2条〔構成〕

本基準は、以下の5つの基準により構成される。

- ① 競技基準(第5条)
- ② 施設基準(第6条)
- ③ 人事体制・組織運営基準(第7条)
- ④ 法務基準(第8条)
- ⑤ 財務基準(第9条)

### 第3条〔審査〕

- (1) Jリーグ入会を希望するクラブは、Jリーグ所定の「J3ライセンス基準審査」を受け、審査に合格しなければ、Jリーグ入会申し込みを行うことができない。
- (2) Jリーグ入会を希望するクラブは、所定の手続きにより、7月31日までに「J3ライセンス基準審査」を申請しなければならない。
- (3) 前項にいう審査はJリーグ企画部およびクラブライセンス事務局が実施し、理事会が当該審査結果を承認したことをもって確定する。なお、審査結果の承認は、前項に定める申請が行われた日の属する年の9月に開催されるJリーグ理事会までに行われるものとする。

### 第4条〔審査方法〕

- (1) 審査は第5条から第9条までに定める各基準をすべて充足した場合のみ合格したものとす。
- (2) 審査の過程でJリーグは、第5条から第9条に定める基準において、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。

### 第5条〔競技基準〕

競技基準を以下の各項目のとおり定める。

番号	項目およびその内容
S.01	<b>アカデミープログラム</b> J3ライセンス申請クラブは、下記項目を記載した「アカデミー申請書」(Jリーグ指定書式)を提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"><li>① 育成・普及の理念および方針</li><li>② J3ライセンス申請クラブのアカデミー組織図</li></ol>

	<p>③ アカデミーの指導者に関する情報(資格、指導歴等)</p> <p>④ アカデミーのトレーニング施設に関する情報</p>
S.02	<p><b>アカデミーチーム</b></p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ライセンス申請書類提出日時点で、普及活動(サッカースクールまたはクリニック)を定期的実施している実績がなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、J3会員としてJリーグ入会が承認された日の属する年の翌年末日までに、下記のアカデミーチームのうちいずれか1つ以上を、保有しているか、J3ライセンス申請クラブと関連する法人内に置いていなければならない。ただし、第3号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、J3ライセンス申請クラブは、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。</p> <p>① U-18チーム</p> <p>② U-15チーム</p> <p>③ U-12チーム</p> <p>(3) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チームはJFAにチームおよび所属選手の登録を行わなければならない。U-12チームについては、JFAにチーム登録した場合には、JFAに当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p>
S.03	<p><b>選手の医療面でのケア(メディカルチェック)</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させ、Jリーグ試合実施要項第21条の定めに基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出しなければならない。</p>
S.04	<p><b>プロ選手との書面による契約</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブのすべてのプロ選手は、当該クラブと書面による契約を締結しなければならない。登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべて(以下「契約関係書類」という)の写しを、登録選手全員分提出しなければならない。</p>
S.05	<p><b>レフェリングに関する事項と「競技規則」</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、JFA審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会(およびレフェリーに関するイベントやセッション)に、選手、監督、コーチ、強化責任者を出席させ、出席者の一覧をJリーグが指定した期日までに提</p>

出しなければならない。

## 第6条〔施設基準〕

施設基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
I.01	<p><b>公認スタジアム（ホームスタジアム）</b></p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを、ホームスタジアムとして確保しなければならない。</p> <p>① J3ライセンス申請クラブがスタジアムを所有していること</p> <p>② J3ライセンス申請クラブと使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、Jリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面（Jリーグ指定書式）にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を原則として当該スタジアムで開催することを指す（ただし、Jリーグ理事会の承認を得た場合はこの限りではない）。なお、公式試合で使用するスタジアムが複数ある場合は各会場で開催される公式試合の合計数を対象とする。</p> <p>(2) 前項のスタジアムは「J3スタジアム要件」に定める要件を満たしていないなければならない。</p>
I.02	<p><b>スタジアムの認可（安全性と警備計画）</b></p> <p>(1) ホームスタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、スタジアムの安全と治安の維持についての計画を網羅的に記載した警備計画書について、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに作成のうえ、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該計画には、チケット発行・販売の方法、観客の中から特定の個人や集団を選別する方法やふるい分けの方法、隔離すべき事態が起こった場合の計画、群衆を分散させるための計画、医療サービス、火事や停電等の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営について全般的に網羅するように努めなければならない。</p>
I.03	<p><b>スタジアム：入場可能数</b></p> <p>ホームスタジアムは、メインスタンドに椅子席があるものとし、その入場可能数は5,000人以上でなければならない。なお、ベンチシートは1席あたり45cm以上で計算を行うものとし、芝生席や立見席の取り扱いについては、Jリーグ</p>

	が当該スタジアムを検査のうえで決定する。
I.04	<p><b>スタジアム：運営本部室および警察・消防司令室</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームスタジアムの諸室やスペース等の利用を工夫のうえ、運営本部室あるいは警察・消防司令室として利用可能な場所を確保しなければならない。</p>
I.05	<p><b>スタジアム：観客エリア</b></p> <p>ホームスタジアムは、座席カテゴリー別に異なる入場口を確保するなど、観客エリアを異なるセクターに分離することができるようにしなければならない。</p>
I.06	<p><b>スタジアム：医務室・救護室</b></p> <p>スタジアムには、医療援助を必要とする観客、関係者等を手当するため、医務室および救護室が備えられなければならない。ただし、救護室については、J3ライセンス申請クラブがホームスタジアムの諸室やスペース等の利用を工夫したうえで、仮設することができる。</p>
I.07	<p><b>スタジアム：安全性</b></p> <p>(1) ホームスタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブはホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。</p> <p>① ホームスタジアムには避雷針を設置すること</p> <p>② クラブ、および警察・消防司令が、場内放送システム等を使用して、ホームスタジアム内外にいる観客との連絡および指示に対応できること</p>
I.08	<p><b>スタジアム：避難計画の策定</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、緊急時にホームスタジアム内のすべての人が避難できる内容であると地元の警察や消防に承認された避難計画を、基準I.02にいう警備計画書に盛り込まなければならない。</p>
I.09	<p><b>トレーニング施設</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてトップチームが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。</p>
I.10	<p><b>アカデミーのトレーニング施設</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてアカデミーが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが</p>

望ましい。

第7条〔人事体制・組織運営基準〕

人事体制・組織運営基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
P.01	<p><b>クラブ事務局</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を記した書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。</p> <p>① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する）</p> <p>② 当該事務所の所有、賃貸の区分</p> <p>③ 役員・社員・従業員の一覧</p> <p>④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス</p>
P.02	<p><b>代表取締役または代表理事</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブには、適用法令に従って適切に選任された代表取締役または代表理事がいなければならない。</p>
P.03	<p><b>財務担当（ファイナンスオフィサー）</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、経理・財務を担当する取締役または理事を置き、かつ、経理・財務分野に関する1年以上の実務経験を有する常勤の経理・財務担当を1名以上置かなければならない。</p>
P.04	<p><b>運営担当（オペレーションオフィサー）</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営担当（オペレーションオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし運営担当は、セキュリティ担当と兼務することができる。</p>
P.05	<p><b>セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、安全および治安に関する事項について責任を有する常勤のセキュリティ担当（セキュリティオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただしセキュリティ担当は、運営担当と兼務することができる。</p>
P.06	<p><b>広報担当（メディアオフィサー）</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当（メディアオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし広報担当は、マーケティング担当と兼務することができる。</p>



P.07	<p><b>マーケティング(事業)担当</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤のマーケティング(事業)担当を1名以上置かなければならない。ただしマーケティング担当は、広報担当と兼務することができる。</p>
P.08	<p><b>医師(メディカルドクター)</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有するチームドクターを1名以上置かなければならない。なお、チームドクターは日本国医師免許を保有しているものとし、Jリーグ規約第52条の定めにより、すべての試合にチームドクターを同行させなければならない。</p>
P.09	<p><b>メディカルスタッフ</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを1名以上置かなければならない。なお、メディカルスタッフは、以下のいずれかの国家資格等を保有している者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 理学療法士</li> <li>② 柔道整復師</li> <li>③ あん摩マッサージ指圧師</li> <li>④ はり師</li> <li>⑤ きゅう師</li> <li>⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー</li> </ul>
P.10	<p><b>トップチーム監督</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、JFAの定める有効な「S級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者をトップチームの監督に置かなければならない。</p>
P.11	<p><b>トップチームのコーチ</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、トップチームのコーチを1名以上置かなければならない。なお、当該コーチは、JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。</p>

P. 12	<p><b>アカデミーダイレクター</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、育成部門の責任者であるアカデミーダイレクターを1名以上置かなければならない。なお、当該ダイレクターは他の役職と兼務することが可能で、育成部門での指導経験があることおよびJFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。</p>
P. 13	<p><b>アカデミーチーム監督</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者を、当該チームを担当する監督として置かなければならない。なお、当該監督は他の役職と兼務することが可能であるが、専任で置くことが望ましい。</p>
P. 14	<p><b>アカデミーチームコーチ</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「C級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者1名以上を、当該チームを担当するコーチとして置かなければならない。なお、当該コーチは他の役職と兼務することができる。</p>
P. 15	<p><b>安全・警備組織：警備員</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するため、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに、警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結しなければならない。また、Jリーグ公式試合においては、ホームゲームの際、当該警備会社から派遣された警備員を、必要に応じて配置させなければならない。</p>
P. 16	<p><b>権利と義務</b></p> <p>人事体制・組織運営基準P.02からP.15までに記された人員の職務にあたり、J3ライセンス申請クラブと当該人員が個別に契約を締結している場合には、付帯する覚書等の書類と合わせ、当該契約に関する書式の写しをJリーグに提出しなければならない。</p>
P. 17	<p><b>ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</b></p> <p>J3ライセンス申請書類をJリーグに提出後、基準P.01からP.15に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10日以内にその詳細を文書にてJリーグに通知しなければならない。</p>
P. 18	<p><b>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</b></p>

	<p>(1) Jリーグ入会後は、人事体制・組織運営基準 P.02 から P.14 に規定される人員について、シーズン途中に、クラブの支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合は、クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はライセンス交付シーズンの末日までとする。</p> <p>(2) Jリーグ入会後は、前項に規定される人員について、クラブの決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、クラブは、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。</p> <p>(3) クラブは、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、文書にてJリーグに通知しなければならない。</p>
--	--

#### 第8条〔法務基準〕

法務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
L.01	<p><b>Jリーグ正会員としての宣誓書</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の内容を遵守する旨の宣誓書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① F I F A、A F Cおよび国内協会、ならびに国内リーグの、規約、規定、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること</li> <li>② 国際的な次元の紛争、とりわけF I F AまたはA F Cが関与している紛争について、C A S（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること</li> <li>③ F I F AおよびA F C規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること</li> <li>④ J F Aに公認されている競技会で競技すること</li> <li>⑤ 出場が認められた場合には、A F Cに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない）</li> <li>⑥ Jリーグ規約および関連または付随する諸規程の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること</li> <li>⑦ 提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること</li> <li>⑧ JリーグおよびJ F Aに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること</li> <li>⑨ Jリーグに対し、事前の通知なくJ3ライセンス申請クラブを調査する</li> </ol>

	<p>権限があることを認めること</p> <p>⑩ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的な事象について、Jリーグに通知すること</p>
L. 02	<p><b>クラブの登記情報</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは以下の文書を提出しなければならない。</p> <p>① J3ライセンス申請クラブの定款原本の写し</p> <p>② J3ライセンス申請クラブの登記簿謄本（Jリーグへの提出期限より3か月以内に発行されたものであること）</p>
L. 03	<p><b>他クラブの経営等への関与の禁止</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣誓する旨の文書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <p>① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与えうる割合で保有するかまたは取引すること</p> <p>② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること</p> <p>③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること</p> <p>④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること</p> <p>⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること</p> <p>⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること</p> <p>⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権原を有していること</p>
L. 04	<p><b>就業に関する規則の整備</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>

第9条〔財務基準〕

財務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
F.01	<p><b>年次財務諸表（監査済み）</b></p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されているものとする。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F.01は満たさないものとする。</p> <p>① 3期連続で当期純損失を計上した場合。ただし、判定は2013年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない。</p> <p>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合。ただし判定は2015年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない。</p> <p>③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合</p>
F.02	<p><b>選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金の皆無</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ライセンスが交付されるシーズンの前年の12月31日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、ライセンスが交付されるシーズンの3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.03	<p><b>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ライセンスが交付されるシーズンの前年の12月31日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、および人事体制・組織運営基準のP.02からP.14までに示す人員を含む）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、翌年の3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>

<p><b>F.04</b></p>	<p><b>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</b></p> <p>(1) F I Bによってライセンス交付の決定が下される期間の開始前7日以内に、J3ライセンス申請クラブはライセンサーに対し、当該申請者がライセンス交付文書を提出した日が属する事業年度の前年度の末日以降、J3ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象または状況が生じたか否かを表明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項に関わらず、J3ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、J3ライセンス申請クラブは当該事象の詳細をJリーグに説明しなければならない。</p>
<p><b>F.05</b></p>	<p><b>予算および予算実績、財務状況の見通し</b></p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ライセンス申請締切日が属するJ3ライセンス申請クラブの事業年度の年次の損益予算を、科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグが指定する期日までに、ライセンスが交付されるシーズンを含む決算期におけるJ3ライセンス申請クラブの財務状況の見通しを説明する資料を提出しなければならない。なお、Jリーグは等が資料に基づき、当該クラブの財務状況について詳細な調査を行うことがある。</p>
<p><b>F.06</b></p>	<p><b>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</b></p> <p>Jリーグ入会後は、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、ライセンシーはライセンサーに対し、その出来事の内容、およびライセンシーの事業に与える影響をJリーグに説明しなければならない。</p>
<p><b>F.07</b></p>	<p><b>財務状況の見通しの修正義務</b></p> <p>J3ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に誤りがあり、修正すべきであると認められる場合には、当該クラブはライセンサーの指示に従い、財務状況の見通しを修正のうえ、Jリーグに提出しなければならない。</p>

## J3 スタジアム要件

### 第1条〔趣旨〕

本要件は、Jリーグ入会を希望するクラブがJ3リーグにおいて使用しようとするホームスタジアムに求められる要件を定めるものである。

### 第2条〔審査〕

- (1) Jリーグ入会を希望するクラブは、Jリーグ所定の「J3スタジアム要件審査」を受け、審査に合格しなければ、Jリーグ規約第15条第1項に定める入会申し込みを行うことができない。
- (2) Jリーグ入会を希望するクラブは、所定の手続きにより、6月30日までに「J3スタジアム要件審査」を申請しなければならない。
- (3) 前項にいう審査はJリーグ企画部およびクラブライセンス事務局が実施し、理事会が当該審査結果を承認したことをもって確定する。なお、審査結果の承認は、前項に定める申請締め切り日の属する年の9月に開催される開催のJリーグ理事会までに行われるものとする。

### 第3条〔審査基準〕

- (1) 次の各号に定められた内容をひとつで充足しない場合は、審査に合格できない。
  - ① Jリーグ規約第29条第2項、第3項、第4項第3号
  - ② Jリーグ規約第30条第2項
  - ③ Jリーグ規約第32条各項
  - ④ Jリーグ規約第35条第1項
- (2) Jリーグは、前項について未充足の項目があった場合には、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。

### 【参考：Jリーグ規約（一部抜粋：スタジアム関連部分）】

### 第29条〔スタジアム〕

- (1) 公式試合で使用するスタジアムは、サッカースタジアムであることが望ましい。
- (2) スタジアムは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
  - ① ピッチは天然芝であり、原則として縦長105m 横幅68m であること
  - ② ピッチの外側周囲には、原則としてサッカースタジアムの場合は5m 以上、陸上競技兼用の場合は1.5m 以上の芝生部分を確保すること（したがって、陸上競技兼用の場合は縦長108m 以上、横幅71m 以上の芝生部分を確保すること）
  - ③ ゴールのポストおよびバーは白色かつ丸型（直径12cm）で、原則として埋め込み式であること。また鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
  - ④ ゴールネットは原則として白色とする（Jリーグに申請し、承認を得た場合はこの

- 
- 限りではない)。またゴールネットは、ゴールの後方にポールを立て、安全な方法で取り付けること
- ⑤ コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストは、Jリーグ指定のものであること
- ⑥ ラインは幅 12cm とし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）
- (3) フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- (4) スタジアムの観客席は、下記のとおりとする。
- ① J1クラブ主管公式試合：入場可能数 15,000 人以上。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
- ② J2クラブ主管公式試合：入場可能数 10,000 人以上。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
- ③ J3クラブ主管公式試合：原則として入場可能数 5,000 人以上。なお、芝生席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、観客席とみなすことができる。
- (5) 前項におけるスタジアムの入場可能数は、ホームゲーム開催時に使用可能な座席の数を指し、次の各号の合計数とする。
- ① 入場券が発券できる座席の数
- イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない
- ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む
- ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない
- ニ. 立ち見エリアは、施設管理者と協議の上、入場可能な数とする
- ② 前号以外の座席の数
- イ. 常設のVIP席
- ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない
- ③ 車椅子席の数
- イ. 車椅子観戦エリアは座席はないが、車椅子1台分につき1席と数える
- ロ. 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める
- (6) J3を除く公式試合を開催するスタジアムには、ピッチのいずれの箇所においても1,500ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置し、明るさを均一にしなければならない。なお、J3クラブが主管する公式試合を開催するスタジアムはこの限りではないが、ピッチのいずれの箇所においても1,500ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置することが望ましい。

#### 第30条〔スタジアム付帯設備〕

- (1) J3を除く公式試合で使用するスタジアムは、次の各号の付帯設備を備えるものでな



なければならない。

- ① 運営本部室
  - ② 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
  - ③ 室内ウォームアップエリア（ホームチームおよびビジターチームについて各々別個に用意されていること。また、審判員について配慮されていること）
  - ④ マッチ・コーディネーション・ミーティング室
  - ⑤ 記録室（ピッチ全体を見渡すことができ、原則として個室であること）
  - ⑥ 医務室
  - ⑦ ドーピングコントロール室
  - ⑧ 警察・消防司令兼控室
  - ⑨ 記者会見室
  - ⑩ 記者室
  - ⑪ カメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室
  - ⑫ VIP席
  - ⑬ 記者席（メインスタンド中央部でスタジアム全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、電源およびノートパソコン等が置ける机を備えていること）
  - ⑭ 場内放送システムおよび場内放送室
  - ⑮ テレビ中継およびラジオ中継用実況放送室（ピッチ全体を見渡せる場所にあり、音声機材を設置するに十分な広さと、中継に必要なかつ十分な電源を備えていること）
  - ⑯ スコアボード（原則として大型映像装置であること）
  - ⑰ メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
  - ⑱ リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポールまたはバトン
  - ⑲ 入場券売場
  - ⑳ 総合案内所
  - ㉑ 救護室
  - ㉒ 授乳室
  - ㉓ 飲食売店およびグッズ売店
  - ㉔ テレビカメラ設置スペース（中継カメラ用およびニュース関連ENG用）
  - ㉕ テレビ中継車両駐車スペース
  - ㉖ ケーブル敷設スペース（中継車とテレビカメラおよび実況放送室間）
  - ㉗ 伝送用機材等設置スペース（アンテナ／アンテナ搭載車両／光ファイバー用端末）
- (2) J3の公式試合で使用するスタジアムは、第1号から第26号までの付帯設備を備えるものでなければならないとともに、第27号の設備を備えることが望ましい。ただし、第10号から第26号までの設備については、スタジアムの諸室や座席、スタンド部分等の運用を工夫することにより、当該設備として利用可能な状態とすることをもって足りるものとする。
- ① 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
  - ② 記録員席（個室であることが望ましく、少なくとも、ピッチ全体を見渡すことがで
-

- き、雨に濡れない座席であること)
- ③ 医務室
  - ④ 場内放送システム
  - ⑤ スコアボード（大型映像装置であることが望ましい）
  - ⑥ メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
  - ⑦ リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポールまたはバトン
  - ⑧ 入場券売場
  - ⑨ 飲食売店およびグッズ売店
  - ⑩ 運営本部室
  - ⑪ マッチ・コーディネーション・ミーティング室
  - ⑫ ドーピングコントロール室
  - ⑬ 警察・消防司令兼控室
  - ⑭ 記者会見室
  - ⑮ 記者室
  - ⑯ カメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室
  - ⑰ VIP 席
  - ⑱ 記者席（メインスタンドでピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること。電源およびノートパソコン等が置ける机を備えていることが望ましい）
  - ⑲ テレビ中継およびラジオ中継用実況放送席（メインスタンドでピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること。音声機材を設置するに十分な広さと、中継に必要なかつ十分な電源を備えていることが望ましい）
  - ⑳ 総合案内所
  - ㉑ 救護室
  - ㉒ 授乳室
  - ㉓ テレビカメラ設置スペース（中継カメラ用およびニュース関連 ENG 用）
  - ㉔ テレビ中継車両駐車スペース
  - ㉕ ケーブル敷設スペース（中継車とテレビカメラおよび実況放送席間）
  - ㉖ 伝送用機材等設置スペース（アンテナ／アンテナ搭載車両／光ファイバー用端末）
  - ㉗ 室内ウォームアップエリア（ホームチームおよびビジターチームについて各々別個に用意されていること。また、審判員について配慮されていること）

#### 第 31 条〔照明装置〕

Jクラブは、スタジアムの照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

#### 第 32 条〔ベンチ〕

(1) チームベンチは、原則として次の要件を満たすものでなければならない。

- ① ピッチのタッチラインから 5m 以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから 10m 以内にかかる位置に設置すること
  - ② 屋根を備えていること（ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない）
-

- (2) チームベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置する。
- (3) ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置するものとする。
- (4) 第4の審判員ベンチを備えなければならない。

#### 第33条〔医療施設〕

Jクラブは、試合開催時には観客等のための医師を待機させなければならない。

#### 第34条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

Jクラブは、対戦チームの所属するJクラブ（以下「ビジタークラブ」という）を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

#### 第35条〔広告看板等の設置〕

- (1) スタジアムには、Jリーグが指定する位置に、JリーグおよびJリーグオフィシャルパートナーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- (2) 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にJリーグに届け出て承認を得なければならない。

#### 第36条〔スタジアムにおける告知等〕

- (1) ホームゲームを実施するJクラブ（以下「ホームクラブ」という）は、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。
    - ① 選手、審判員、審判アセッサーおよびマッチコミッショナー
    - ② 試合方式
    - ③ 選手および審判員の交代
    - ④ 得点者および得点時間（得点直後に）
    - ⑤ アディショナルタイム
    - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
    - ⑦ 入場者数（算定は「J1・J2リーグ戦試合実施要項」第36条第3項に基づいて行う）
    - ⑧ 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
  - (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
    - ① 次の試合の予定の告知
    - ② 事前にJリーグに届け出て承認を得た広告宣伝
    - ③ 音楽放送
    - ④ チームまたは選手に関する情報の告知
    - ⑤ 前各号のほか、Jリーグの承認を得た事項
-

## Jリーグ規約 (一部抜粋：Jリーグ入会およびJ3資格要件関連)

### 第14条〔J3クラブの資格要件〕

J3会員たるクラブ（以下「J3クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J3クラブの数は11以上とする。

- (1) J2クラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- (2) 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であることまたは公益社団法人もしくは特定非営利活動法人であること

### 第15条〔入会〕

- (1) Jリーグは、第15条の2にいう「Jリーグ百年構想クラブ」（以下「百年構想クラブ」という）のうち、日本フットボールリーグ（JFL）所属であり、9月30日までにJリーグに対し所定の入会申込を行ったクラブを審査し、J3会員として入会させることができる。
- (2) Jリーグへの入会を希望する百年構想クラブは、以下の審査を受けなければならない。
  - ① 理事会が別途定める「J3スタジアム要件」に関する審査
  - ② 理事会が別途定める「J3ライセンス基準」に関する審査
  - ③ 前2号の審査に合格することを前提として実施される以下の入会審査
    - イ. クラブ責任者および行政当局責任者からの聴聞
    - ロ. 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
    - ハ. クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) Jリーグへの入会を希望する百年構想クラブは、以下に掲げる要件をひとつでも充足していない場合には、入会することができない。
  - ① 前項の審査にすべて合格していること
  - ② 百年構想クラブとしての相当期間におよぶ活動実績において、理事会からJ3会員としての適性が認められたこと
  - ③ 前項の審査を通じ、理事会が、J3リーグ戦を安定して運営できる財政基盤および経営基盤を十分に具備していると評価したこと
  - ④ 第14条各項の要件を具備していること
  - ⑤ 入会直前年度までに、ファンクラブや後援会などの安定的な支援組織を整備すること
  - ⑥ 入会直前年度のJFLのリーグ戦における1試合平均入場者数が2,000人を超えており、かつ、3,000人に到達することを目指して努力していると認められること。  
なお、入場者数の算定は「J1・J2リーグ戦試合実施要項」第36条第3項に基づいて行う。
  - ⑦ 入会直前年度における年間事業収入が1.5億円以上になると、合理的に見込まれる

こと

- ⑧ 入会直前年度の期末決算において、債務超過ではないことが合理的に見込まれること
- ⑨ 入会の可否を決定する理事会開催日の属するJFLシーズンにおける最終順位が4位以内であり、かつ、当該JFLに属するJリーグ百年構想クラブのうち、上位2クラブに入っていること
- (5) 理事会は、第2項に定める審査および前項に定める要件に関する調査等の結果を踏まえ、入会の可否を審議のうえ、その結果をJFLシーズン終了の3日後までに、当該クラブに書面で通知する。
- (6) 前項により、J3会員としての入会を承認されたクラブは、Jリーグに対し、承認日から1か月以内に、所定の入会金を納入しなければならない。この場合におけるJ3会員としての資格は、所定の入会金の納入完了を条件として、承認日の属する年の翌年の1月1日から認められるものとする。

第15条の2〔Jリーグ百年構想クラブ〕

- (1) Jリーグは、JFL、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟するクラブのうち、理事会が定める「Jリーグ百年構想クラブ規程」の内容を満たすクラブを百年構想クラブとして認定することができる。なお、2013年12月31日までにJリーグ準加盟クラブとして認定されているクラブは、当然に百年構想クラブと呼称し、当該クラブとして取り扱われるものとする。
- (2) 第15条第2項に定める入会審査を受けるクラブは、同条第1項に定める入会申込の日の前年の11月30日までに、Jリーグに百年構想クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。ただし、2014年に当該入会審査を受けるクラブに関しては、この期日を「同条第1項に定める入会申込の日の属する年の2月28日まで」とする。

第19条〔入会金および会費〕

- (1) J1クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費（年会費：対象年の1月1日～12月31日までの期間分）を納入しなければならない。
    - ① 入会金 金 6,000 万円
    - ② 会費 金 4,000 万円
  - (2) J2クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費（年会費：前項同様の期間分）を納入しなければならない。
    - ① 入会金 金 2,000 万円
    - ② 会費 金 2,000 万円
  - (3) J3クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費（年会費：第1項同様の期間分）を納入しなければならない。
    - ① 入会金 金 500 万円
    - ② 会費 金 1,000 万円
-

- (4) 以下に該当する場合は、第1項第1号、第2項第1号または第3項第1号に定める入会金を承認日から1か月以内に納入しなければならない。
- ① J2クラブがはじめてJ1クラブとなる場合
  - ② J3クラブがはじめてJ2クラブとなる場合
  - ③ 百年構想クラブが入会してJ3会員となる場合
- (4) 以下の場合には入会金は発生しないものとする。
- ① J2またはJ3に降格したクラブが、それぞれJ1またはJ2に再昇格する場合
  - ② J1またはJ2クラブが、降格によってそれぞれJ2またはJ3クラブとなる場合
- (5) Jクラブは、第1項第2号、第2項第2号または第3項第2号に定める会費(年会費)を、当年の4月末までに納入しなければならない。

#### 第40条〔公式試合〕

- (1) Jリーグにおける公式試合(本規約において「公式試合」という)とは、次の試合をいう。
- ① Jリーグディビジョン1(J1)
  - ② Jリーグディビジョン2(J2)
  - ③ J3リーグ(J3)
  - ④ リーグカップ戦
  - ⑤ J1昇格プレーオフ
  - ⑥ J2・J3入れ替え戦
  - ⑦ スーパーカップ
  - ⑧ スペシャルマッチ
  - ⑨ 前各号のほか、理事会が指定した試合
- (2) Jクラブは、前項第1号、第2号または第3号のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 第1項第1号から第7号までの試合は、クラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム(以下「トップチーム」という)に限り参加できるものとする。
- (4) 前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。
- ① J1クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手を20名以上保有し、うち15名以上はプロA契約選手であること
  - ② J2クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロA契約選手を5名以上保有していること
  - ③ J3クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手を3名以上保有していること